

各位

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

令和 8 年度第 2 回 指定前障害児通所支援事業所説明会の実施について

障害児通所支援事業所（児童発達支援又は放課後等デイサービスに限ります。以下「通所事業所」とします。）の開設等を検討している法人に向け、事業の理解を深めるため、指定前障害児通所支援事業所説明会（以下「指定前説明会」とします。）を実施します。

今回の指定前説明会は、横浜市において令和 8 年 9 月から令和 9 年 1 月までに、通所事業所の指定を受けようとする又は単位の追加をしようとする（以下「指定を受けようとする」とします。）法人を対象とします（運営する法人が変更となる場合を含む。）。また、1 法人で複数の指定を受けようとする場合、その事業所又は単位ごとの手続きを必須とします。ただし、多機能型事業所として指定を受けようとする場合及び定員を合算する場合には、1 事業所又は 1 単位として扱います。

1 日時・会場

令和 8 年 7 月 15 日（水）13 時 30 分～16 時 30 分終了予定（受付開始予定：13:00）

横浜市健康福祉総合センター 4F ホール（住所：神奈川県横浜市中区桜木町 1-1）

JR 京浜東北線・横浜市営地下鉄「桜木町駅」から徒歩 1 分

みなとみらい線「馬車道駅」から徒歩 7 分

2 指定を受けようとする法人の状況と手順

(1) 手順

指定前説明会への参加が必須です。裏面 3 の申込フォームから申込みの上、参加してください。

（1 事業所につき最大 3 名）

(2) 注意事項

ア 指定前説明会に参加する方は、指定を受けようとする法人の代表者又は事業所に配置予定の法人職員（管理者、児童発達支援管理責任者等の常勤職員）としてください。

法人代表が同一の場合でも、指定前説明会に参加した法人とは別法人で指定を受けることはできません。

イ 体調が優れない方の参加は御遠慮ください。

ウ 不参加の場合、個別の配慮等はいたしかねますので、当日の状況に応じた代理参加の方を想定しておく等、法人ごとに適切に御対応ください。

エ 原則として、遅刻・早退は参加とは認められません。次回以降、改めて参加してください。

### 3 指定前説明会申込み方法

下記から申し込んでください。

※期日を過ぎた場合、一切お受けすることができませんので御注意ください。

#### 申込みフォーム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/8ebd1664-6c58-4866-aef5-95e2f6621bd3/start>



<〆切：令和8年7月8日（水）17時00分>

#### 添付書類

①（必須）障害児通所支援事業所指定事前調査票（Excel 又は PDF）

※ ファイル名冒頭に【事業所名】（予定でも可）を記入してください。

※ 指定面接の前の事前個別相談時の参考資料とします。

**注意** 障害児通所支援事業所指定事前調査票は最新の様式で作成してください。

②（任意）別紙：上記①の、設問5、24に別紙で回答する場合のみ（Word、Excel 又は PDF）

※ 複数の事業所数で申し込む場合、②（任意）の別紙に限り、同一内容物であれば、提出は法人として一部で結構です。

### 4 当日持参資料

「障害福祉情報サービスかながわ」の「横浜市からのお知らせ」のページに、令和8年7月8日（水）頃までに掲載します。一読の上、御持参ください。

なお、当日は電子機器等を持ち込んで画面上で御覧になることでも構いませんが、電源等の提供はありません。また、当日の資料配付はありません。

### 5 その他注意事項

- (1) 会場の都合上、終了後は速やかに退席してください。当日の質問等はお受けできません。
- (2) ホールでの飲食（飴・ガムを含む）はできません。ごみはお持ち帰りください。
- (3) **館内は全面禁煙です。**
- (4) 会場の駐車場は御利用できません。
- (5) 制度改正等によって指定基準の変更等が行われることがあるため、今回の指定前説明会に参加しても、令和9年2月以降に指定等を受けようとする場合、原則として、再度直近の指定前説明会へ参加するものとします。
- (6) 保育所等訪問支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所及び障害児相談支援事業所の指定を受けようとする場合、この指定前説明会は対象外です。別途、下記担当までお問い合わせください。
- (7) 指定前説明会について、スマートフォン等による撮影・録音は御遠慮ください。

### 6 指定前説明会以降の流れについて

横浜市で指定等を受けようとする場合、今回の指定前説明会以降は、以下のスケジュールになります。

今回の「① 指定前説明会」に管理者等が参加した後に、原則「② 指定前事前個別相談」、「③ 指定面接及び申請書類の提出」と、個別に相談・面接等の手続を進めることが必要です。

【事業所指定までの標準的なスケジュール】

日程	手続	備考
令和8年7月15日(水)	① 指定前説明会に参加	※1 書類の不備、人員配置の不足等があった場合、左記スケジュール通りにはならず、一か月単位での延期又は指定不可になります。 ※2 指定前説明会は、原則年3回(4月、7月、12月)を予定しています。
指定希望日の前々月16日～末日	② 指定前事前個別相談	
指定希望日の前月1日～15日	③ 指定面接及び申請書類の提出 (申請書類の〆切は15日。ただし、当該日が土日祝日の場合、直近の平日に前倒し)	
指定日(1日付)	④ 事業開始	
指定希望日の当月初旬頃	横浜市から指定書の送付	

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

(最寄り駅：みなとみらい線馬車道駅)

担当：こども青少年局障害児福祉保健課

川上、青木、栗林、丹羽

電話：045-671-4274

メールアドレス：kd-syogaijifukuho@city.yokohama.lg.jp

## 横浜市健康福祉総合センターへのアクセス

住所：神奈川県横浜市中区桜木町 1-1

JR京浜東北線・横浜市営地下鉄「桜木町駅」から徒歩1分  
みなとみらい線「馬車道駅」から徒歩7分

※駐車場はございませんので、なるべく公共交通機関を御利用ください。お車でお越しの際は、近隣の有料駐車場を御利用ください。

